

通知預金

1.商品名	通知預金
2.販売対象	法人および個人
3.期間	定めなし(ただし、7日間の据置期間が必要です。)
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 5万円以上 1円単位
5.払戻方法	解約日の2日前までの通知により、一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。<変動金利> 金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。 解約時に一括して支払います。 付利単位を1万円とした1年を365日とする日割計算
7.手数料	なし
8.付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10.その他参考となる事項	・利息については、個人の方は20%の分離課税、法人は総合課税の対象となります。 ・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。 ・預金保険の対象となりますが、「決済用預金」と異なり1金融機関1人あたり、預金保険の対象となっている他の預金等と合算して元本1,000万円までとその利息額までしか保護されません。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成29年5月8日現在)